

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 8 年度 第 1 回南九州警察署協議会
会 議 日 時	令和 8 年 7 月 16 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで
会 議 場 所	南九州警察署 会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 9 人 2 警察署 署長以下 8 人
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 署長挨拶 (4) 自己紹介 (5) 協議等 ア 業務推進状況説明 イ 警察署行政に関する意見・要望等について (6) 速度取締り指針説明 (7) 諮問・答申 (8) 特殊詐欺被害防止について (9) 閉会 2 委員からの意見・要望等 (1) 委員から「家族間トラブルや高齢者の運転免許返納について、警察はどこまで関与するのか。」との質問があり、警察署から「家族間トラブルについては、法令に触れる場合は対処できるが、法令に触れない場合であっても、事案に応じて、継続的に当事者等に連絡するなどして対処等している。また、免許返納については、強制はできないが家族からの相談や本人の病状等に応じて、適切に対応するようにしている。」旨の説明があった。 (2) 委員から「バイクの暴走がうるさい時があるが、警察はどのような対応をしているか。」との質問がなされ、警察署から「追跡した場合、バイク等の事故を誘発するおそれがあるため無理な追跡は行わず、事後捜査や隣接署への情報提供を行う等組織的に対応している。」旨の説明があった。 3 諮問・答申 警察署長において県内及び管内の特殊詐欺等の被害状況を説明した上、警察署の被害抑止の取組として、街頭キャンペーンや巡回連絡等の警察活動を通じた広報活動の推進、金融機関、コンビニとの連携強化、地域住民に対する特殊詐欺対策アプリのダウンロード推奨などを委員に説明した上で「住民目線に立った被害抑止に関する御意見をいただきたい。」旨の諮問があり、委員から「説明のあった取組を今後も継続していただきたい。」等と答申があった。	
備 考	